

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

社会人最初の壁を越えよ...

●本質的な広い視野を持つ

新卒採用を始めてから必ず入社当初に話すことがあります。それは「とにかくまず5年は勤めてみる」と... 言い方を変えると「転職するも善し、ただし最初の壁を越えてからにせよ」ということです。

山登りに例えると、森の急坂を登り五合目の森林限界を超えたときに一気に視界が広がり登ってきた鬱蒼とした森やこれから登る急峻な岩場や氷壁その先に輝くピーク、そして、周囲に聳える他の山々など... 自分を取巻く社会が見渡せるようになるのです。目の前の仕事に必死で取組むことにより、知らない間に足腰が鍛えられ社会人最初の壁を超えると一気に視界が開け広い視野を手に入れられる、それが、価値観の成長を伴う本質的な「視野」の広がりなのです。

これに対して、景色が変わらない暗い森の急坂に挫けて他の森に移れば何かが見えるのではないかと錯覚し別の森に移る... 落葉松の森がヒノキの森に変わり最初は新鮮な気分になり「視野」が広がったような気分になる。でもそれは、価値観の成長を伴わないただの景色の変化でしかありません。居場所を変えて気分が変わっただけ、しばらくするとまた最初から前の森と何ら変わらない暗い森の急坂を登る戦いが始まります。

●本当のキャリアを積み

本質的な視野の広さは、踏ん張って森の急坂を登り切り成長した人だけが手に入れられるもののなのです。

「自分に合った仕事を探すのがなぜ悪い？」という質問がありますが、厳しく言えば「自分探しの旅をしている暇があるなら目の前の山を登れ」と思います。なぜなら仕事の本質は、森の中からは見えない森林限界の上の空気の薄い急峻な岩壁との戦いにあるからです。森林限界まで登りきれば今の山も他の山も、その本質が見えて自分の登るべき山が明確になるのです。森林限界まで登らなかった仕事はキャリアにはなりません。ただ「やったことがある」だけ、結局、自分に合った仕事だったのか否かも分かりません。

判り易く言えば「一つの山で森林限界を超えたら、登り返すことなく他山の森林限界に渡れるロープウェイがある」ということです。目の前の山を森林限界まで登ることは時間と努力のロスに繋がりません。本当の人生のロスはウロウロいつまでも視界の無い暗い森をさ迷うことです。

●組織の本当の戦い

もう一つ大切なことは、その仕事に必要な知識や技術は3～5年で一通り覚えられます、つまりその期間は「仕事を覚える期間」なのです。それを過ぎるとその組織特有の人間関係や課題にぶち当たります、そこから「組織の課題に向き合う時期」が始まります。そこからが本当の意味での組織人としての仕事なのです。なぜなら人の世では人と人との関係性の中に課題や難しさの八割があるからです。

3～4年で転職を繰り返す人は仕事の知識や技術は身に付けていても、人間関係の中で組織の課題を解決していくという本当の仕事に向き合ったことがない人が多いのです。厳しく誤解を恐れず言えば、組織の成長に貢献したことのない、ただの作業員の仕事しかしてこなかった人が多いということです。

何歳になっても森の中で挫折して森林限界まで登りきれずに、あの森林限界を超えた世界... 地球が丸く見える壮大な雲海や、冷たいけれど澄み渡った風、そして紺碧の空に突き刺さるピーク... そんな景色を観る視野を持てないまま、森の中をさ迷い歩く人たちの多さに胸が痛みます。

社会に貢献できる社会人に育て社会に残す、それが私たちに与えられた最大の責任なんだと思います。

◆ 固定資産税の軽減制度

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少している中小企業に対する支援策として、固定資産税の軽減制度が導入されます。軽減措置を受けるための申告は2021年1月1日から2021年1月31日までなので、今からしっかり準備を行い、軽減制度の適用を受けるための準備を整えましょう。

● 減免制度の対象者・軽減率

2020年2月～10月までの任意の連続する3か月の合計売上高が、前年同期比で30%以上減少している場合、申告の対象者となります。

軽減率については、前年同期比でどれだけ売上高が減少したかにより変わります。

- ・ 30%以上50%未満の減少：固定資産税1/2軽減
- ・ 50%以上減少：固定資産税全額免除

※複数の店舗・事業所を所有している場合でも、店舗毎の売上高ではなく事業全体の売上高で比較します。

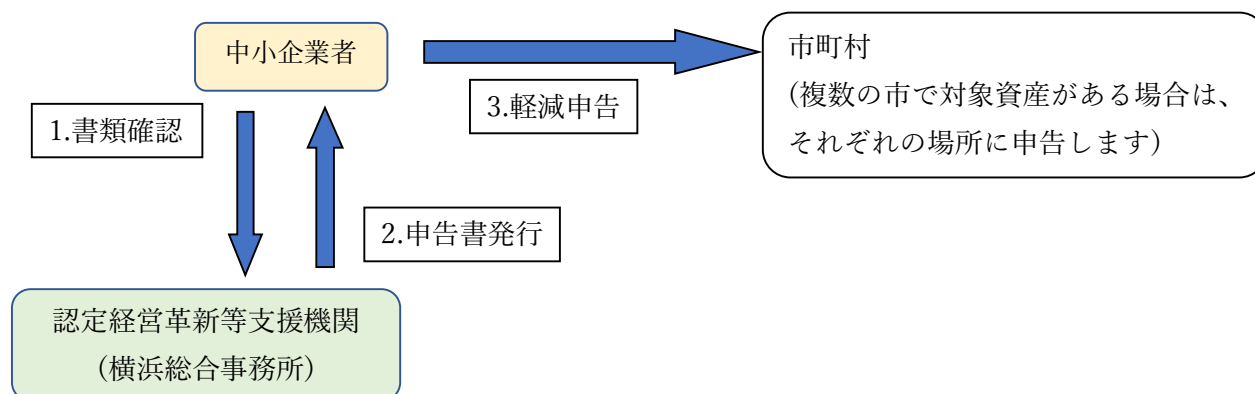
● 軽減対象資産

軽減対象資産は事業用家屋と会社設備等の資産です。

自宅兼事務所の場合は、事業専用割合に応じた部分が、事業用家屋として軽減の対象となります。

※土地・自動車は固定資産税の軽減対象になりません。

● 申告の流れ



1. 対象要件・対象資産を確認するため、以下の書類が必要になります。

- ・ 2021年1月1日時点で所有している事業用家屋や会社設備等の資産が把握できる資料
- ・ 2020年2月～10月の売上高がわかる資料

※市町村への申告期間が短いため、準備が整い次第早めのご提出をお願い致します。

2. 認定経営革新等支援機関から申告書をもらいます。

※税理士法人横浜総合事務所でも対応可能です。

3. 2021年1月1日～1月31日までの間に提出先の市町村に提出をします。

● 申告の注意点

固定資産税の軽減申告の期間は、2021年1月1日～1月31日までの短い期間となります。市町村への申告開始は2021年1月1日ですが、認定経営革新等支援機関の申告書発行はすでに開始されております。2020年中には、資産・売上高を確認していただき、出来るだけはやめに支援機関へ依頼をし、申告期限に遅れないように対策することが必要と思われます。税理士法人横浜総合事務所も認定経営革新等支援機関のため、是非ご活用ください。また、「自社が軽減申告の対象となるか」、「必要書類がわからない」など確認されたい場合は弊社担当までお問い合わせください。

★ 悩める自然災害第8弾！

新型コロナウイルス感染対策をとりながらの台風シーズン突入です。感染症拡大×災害だけは避けたかったのですが現実的には厳しい状況となっています。

● 保険料は上昇傾向

近年、豪雨による洪水や土砂災害の被害が全国的に増えています。通常、家屋や家財の復旧費用を保険で受取るには水災保障がセットになった火災保険に加入する必要があります。現在加入している火災保険内容を今一度確認する必要があるのではないのでしょうか。

火災保険は自然災害が相次いでいる関係で2021年1月以降に保険料が断続的に上がる見込みです。既に18年に「参考純率」を平均5.5%引き上げましたが、19年10月30日にも平均4.9%引き上げています。

18年以降、大型台風やゲリラ豪雨等の自然災害より多額の保険金の支払いが発生しています。18年9月の台風21号により大阪・京都を中心として1兆678億円、18年10月の台風24号により東京、神奈川、静岡を中心に3,061億円、18年7月岡山、広島、愛媛を中心に1,956億円となっています。

19年も台風15号、19号により大きな水害が発生しました。地球規模の温暖化で海水温の上昇が起こり、台風が巨大化し被害が大きくなる傾向により、火災保険の保険料も上昇傾向となっています。

● 災害は「自分ごと」

気象庁によると、1時間の降水量が50ミリを超える雨の頻度が高まっているとのこと。

激しい雨が続くと高台にある家でも土砂崩れが発生したり、川から離れた都市部でも下水が溢れたりする被害が予想されます。内閣府によると、水災の補償まで付けている持ち家の比率は3分の2にとどまるとの統計ですが、災害を自分のことと捉え現在加入中の火災保険の補償内容の確認をすることが重要です。

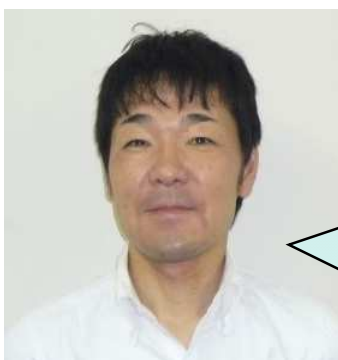
● 想定被害を知ろう

水災では建物や家財への損害が認定される要件として床上浸水が地盤から45cmを超える浸水などに限ることが多いのですが、現在は浸水条件無型実損払方式も設定されています。

近年では家庭用燃料電池「エネファーム」や省エネ型電気給湯器「エコキュート」など高額な機器を屋外に設置する住宅も増えており、床下浸水などで水災の認定を受けられなく高額な修理費用が発生するケースが問題となっています。それ以外でも、マンションの2階以上で排水設備の逆流による室外機の浸水する被害が発生しています。

災害が起きると保険金の支払い総額が一気に増えます。先に述べた様に、18年1年間だけでも1兆円を超える保険金の支払いが発生しています。保険金の支払いが増えて保険会社の採算が悪化すれば、当然ながら保険料は引き上げられます。2021年1月の保険料引き上げは18年度的大型台風が相次いだ影響です。

19年度も過去2番目となる1兆2,000億円規模の保険金の支払いがありましたので、今後も、地球温暖化を受けながら火災保険の保険料の値上げは恒常化していくものと予想されます。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

21年1月の火災保険料の値上げは既に発表されています。今後、恒常的な値上げは避けられません。これを機に火災保険の見直しを検討されることをお勧めいたします。コロナ禍で固定費の見直しを進めていく必要もありますので、遠慮なくフィナンシャルまでご相談下さい。

今月の yoko-so



TEAM
yoko-so
変わらないは、つまらない。

yoko-soの 新しい仲間を紹介します！



須佐直輝さん

生年月日: 1984年8月6日

あだ名: さ〜す〜

家族構成: 妻

趣味: サーフィン、映画鑑賞

将来の野望: 税理士

アピールポイント: 何事にも誠実にご対応いたします。



鎌田有揮さん

生年月日: 1990年11月5日

あだ名: 「ゆうき」もしくは「かま」

家族構成: 妻、息子

趣味: サッカー、ゲーム

将来の野望: 宝くじで1等当てること

アピールポイント: 料理が好きです
おいしいって言ってもらえると嬉しいです。

これからよろしく願いいたします！！



まだまだ残暑の厳しい日々が続いておりますが、9月より私たちTEAM yoko-soに新しいメンバーが増えました！会計事務所での経験豊富な2人です。

新人研修では、泉代表・山本所長による理念研修、業務マネージャーによるyoko-soマニュアル研修などを通して横総のフィロソフィーや歴史を学んでもらいました。

さらに「新人ジョブローテーション」として、様々な部署の仕事の体験をしてもらいます。財務メンバーと一緒にお客様訪問したり、業務メンバーに会計入力を教わったり、総務メンバーと契約書や申告書を製本したり等です。

9月4日には2人を交えて、飲食店のお客様からテイクアウトした食事を囲み、ささやかな懇親会を行いました。(全体写真を撮りそびれました…)

業務支援部で新人研修や会計入力(yoko-soルール)等を1ヶ月間学んだ後、10月から財務支援部や税務支援部へ配属となりますので、2人の活躍を暖かく見守っていただけると大変ありがたく思います。

新しいメンバーとともに今後のTEAM yoko-soも盛り上がって参りましょう！

次号予告

コロナ禍の終息が未だ見えてこない中、9月とは思えないほどの暑さが続いておりますが、各地で台風被害も出ており、秋めく季節となってきましたね。

今年は来月からインフルエンザの予防接種を社内全体で受けることが決まりました。

皆様が元気に通勤し仕事に励むことが出来るよう、引き続き感染対策・体調管理に気を配っていきましょう！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 終着点は重要じゃない。

旅の途中でどれだけ楽しいことをやり遂げているかが大事なんだ 」

(アップル創業者：スティーブ・ジョブズ)

素晴らしい仕事の結果と幸せな人生はプロセスを楽しもうとする姿勢が与えてくれます。

今を楽しんでいますか？簡単な人生に生きる価値なんてない！楽しめるかは自分の選択。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 4 9)

★ 先日、創業44年を迎えた顧問先様の決起大会に参加致しました。予算達成と過去最高の売上を記録されたそうです。社員の皆様が社会インフラを担うという責任感を持ち、コロナ禍でも予算を達成するという強い意志を結集させた結果だと社長が誇らしげにお話されていたのが印象的でした。年間MVPに選出された方が「周りのサポートがあればこそその結果です。皆さんに還元したいので積極的に若いメンバーの相談にのっていききたい」とお話されていました。風通しの良さも感じられ素晴らしい決起大会でした。 (NISHIO)

★ 今月、3人の経営者のお話をじっくり伺う機会を頂きました。一人は3年前M&Aの末、代表になった40代の経営者。お一人は3代目の経営者として今秋、事業を引継ぐ50代の経営者。もう一人は、数年以内に5代目へ引継ぐことをお考えの60代経営者。3社とも、親族外の承継を繰り返しながら企業を継続されています。世代も、環境も、経験も全く異なる3人の経営者に共通するのは、個人としての【信念】を持ちながら、これまでの歴史を受け入れていること。経営とは【生き方】だと教えて頂きました。(TOCHIKURA)

★ スマートウォッチデビューしました！単に今までの腕時計が壊れたので新しいものを探しに行ったら気に入るデザインのものがあっただけで、運動記録をとろうとか目的があったわけではありません。それでも機能がついていれば使ってみようという気になるもの。今日の歩数や昇降段数など表示されるといつもはエスカレーターのところを階段で上ったり遠回りして歩いたりしています。身体の変化はまだ実感できていませんが、行動(結果)を変えるためにはデータが見える化されることが大切だと感じました。(YAMAMOTO)

★ 2011年3月11日東日本大震災。恐ろしい津波のシーンが連日放映される中「自分も命ある限り精いっぱい生きよう」と決めて翌月30年ぶりの山登りに屋久島に出かけたのが登山再開のキッカケでした。昨今コロナ騒動で色々と感じる中、9年ぶりに縄文杉に会いに行くことにしました。

今回の屋久島は大型台風直後で通行止め多数、登山口への道も通行止めのため二時間歩いて登山口へ。途中直径一メートルを超える屋久杉の倒木が二本。淀川小屋で会った営林署のパトロールに「どこから来たんですか？」と目を丸くされ「まだパトロールも済んでいないし台風後には誰も入山していないのでくれぐれも



自己責任で」と念を押される。倒木を越え、土砂降りと強風の稜線では雷が近づきストックとザックを放り出してえぐれた登山道の溝の中で丸くなって30分待機、恐かった～。全身ずぶ濡れで三日目の朝に辿り着き、独りで対峙した縄文杉の圧倒的な存在感と生命力に人間の命の儚さを思い知らされました。そして、ちっぽけだけどちっぽけなりに精一杯、与えられた自分の命を生き抜こうと改めて決心させられた屋久島の旅でした。感謝。

(IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2020年10月15日(木)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

10月未来創造塾中止のご案内

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、10月22日（木）に開催を予定しておりました、第117回未来創造塾プレミアム講演『町工場の娘の改革と事業承継 講師：ダイヤ精機(株) 代表取締役 諏訪貴子氏』の講演を中止とさせていただきます。
大変恐縮ではございますが、ご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります